

大阪事業エリア（変圧器・コンデンサー等）及び北九州・大阪・豊田事業エリア（安定器・汚染物等）の計画的処理完了期限に向けた状況と JESCO の取組状況について

令和 2 年度に処分期間末を迎え令和 3 年度に計画的処理完了期限を迎える大阪事業エリアの変圧器・コンデンサー等及び北九州・大阪・豊田事業エリアの安定器・汚染物等について、現在、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサー等の処理における経験を活かしながら処理促進の取組を進めているところである。その状況について、以下にご報告する。

1. 大阪事業エリア（変圧器・コンデンサー等）における取組

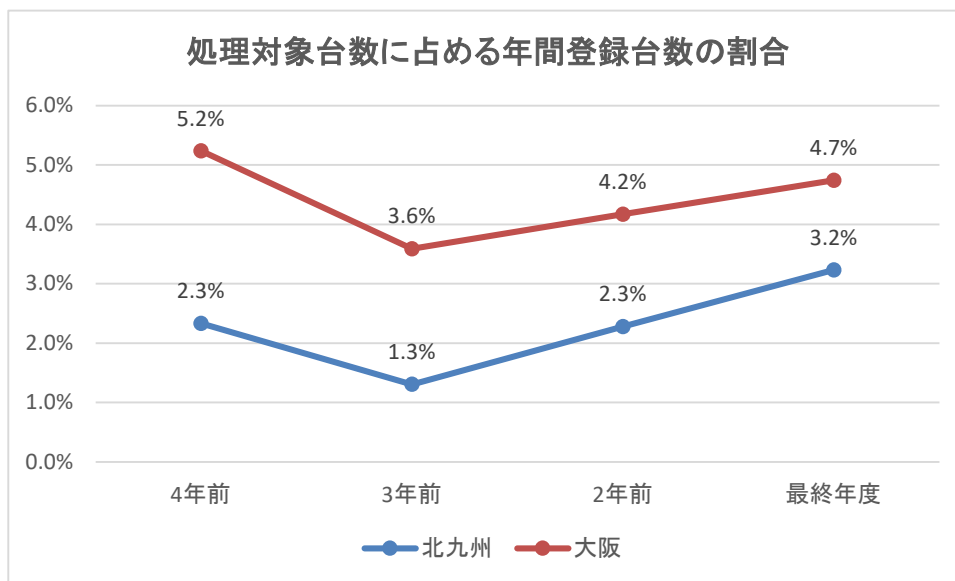
(1) JESCO の取組概要

- ・平成 18 年度から令和 2 年 12 月末までの間に、大阪事業エリアにおいては、変圧器類について処理対象台数の 99.2%、コンデンサー類について同 96.5%、PCB 油類について処理対象本数(ドラム缶換算)の 89.5%を処理済みである。
- ・地域専任営業体制で、保管事業者への個別訪問・個別説明を行うことで契約を促進している。具体的には、登録がなされ次第、保管事業者をできるだけ早く訪問し、契約・処理に向けた対応について説明し、また中小企業者等軽減制度に係る登録書類の記入に対する助言を行っている。
- ・北九州事業エリアの変圧器・コンデンサー等の処理完了の際には、収集運搬費用の負担が障害となり、JESCO との処理契約が進まない、あるいは JESCO との契約は締結しても収集運搬契約の締結が遅れるといった事案があった。そのような中、新型コロナウイルスの感染拡大による中小企業等の経営状況の悪化等の事情を踏まえ、環境省ではポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金（以下「基金」という。）の用途を拡大し、令和 2 年 10 月より PCB 廃棄物の処理費用に加え、収集運搬費用についても、基金からの助成を行うこととした。また、同月から令和 3 年 3 月までの期間については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けた保管事業者に対し、基金による追加助成を行う仕組みを設けた。JESCO では、この制度改正を受けて中小企業等軽減制度を拡充し、対応するシステムを構築するとともに、説明会等で周知に務め、提出書類の取得・作成等にあたって支援を行った。
- ・北九州事業エリアにおける対応を参考に、本年 4 月以降にありうる行政処分（改善命令・代執行）を見据えて契約の有効期間の変更や発効条件付契約書様式の整備などを行い、保管事業者の処分委託の意向を確認しつつ適切な契約方式を適用していくこととしている。

- ・また、各地方自治体による代執行の実施に至った場合に備えて、基金を活用した財政的支援を行うことができる仕組みを、環境省、環境再生保全機構及び JESCO にて構築している。
- ・加えて、保管事業者が存在しないが、PCB 廃棄物が残置されていることにより生活環境保全上の支障が生じている場合は、処分期間内であっても速やかに廃棄物処理法に基づく代執行を実施することが可能となるよう、環境省において省令改正がなされた。このことを踏まえ、令和 2 年 9 月より、基金による財政的支援の対象に、廃棄物処理法に基づく代執行の費用を追加しており、JESCO においても、これに対応した体制を採り、支援を行っている。

(2) 関係機関と連携した掘り起こし調査・総ざらいの促進

- ・毎月、大阪市との定例会議を開催し、搬入・処理の進捗の状況について情報を共有し、処理促進に向けた協議を行っている。
- ・北九州事業エリアにおいて、計画的処理完了期限後に新たに発覚し、継続保管となった案件の中に、電気絶縁物処理協会データ（P 協データ）に掲載されていた事業者がかなりの割合で含まれていた。このことを踏まえ、大阪事業エリアでは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び電気事業法の届出データ、P 協データと JESCO 登録データとを突合して整理し、JESCO 登録がなされていない事業者・機器等の一覧を「未登録台帳」として作成した。これを各自治体に配布し、掘り起こし調査に活用いただいている。
- ・自治体の掘り起こし調査の状況については、随時情報共有を行っており、新規保管者は未処理事業者一覧に追加して、登録・契約を促進している。また、処分期間末を前に産業保安監督部、電気保安協会による働きかけ等によって新たに掘り起こされる案件も、新規登録されている。
- ・様々な掘り起こしの取組の結果、大阪事業エリアにおいては、処分期間の 3 年前から処分期間最終年度にかけて新規登録件数、新規登録台数ともに漸増している。この傾向は北九州事業エリアでの経験と類似しているが、処理対象台数全体に対する新規登録台数の割合は、北九州事業エリアにおける同時期よりも高くなっている。



事業エリア		4年前	3年前	2年前	最終年度
登録台数	北九州	1,452	813	1,419	2,012
	大阪	4,517	3,096	3,594	4,088
登録件数	北九州	564	466	811	1,086
	大阪	1,063	1,057	1,232	1,652

(注) 令和3年2月22日開催大阪PCB事業部会資料で提示された新規登録台数（地域間移動分は除く。大阪事業エリアの最終年度は令和3年4月1日現在で再集計したものを）、各事業部会で提示された直近の処理対象台数（北九州62,226台、大阪86,228台）で除して算出した。

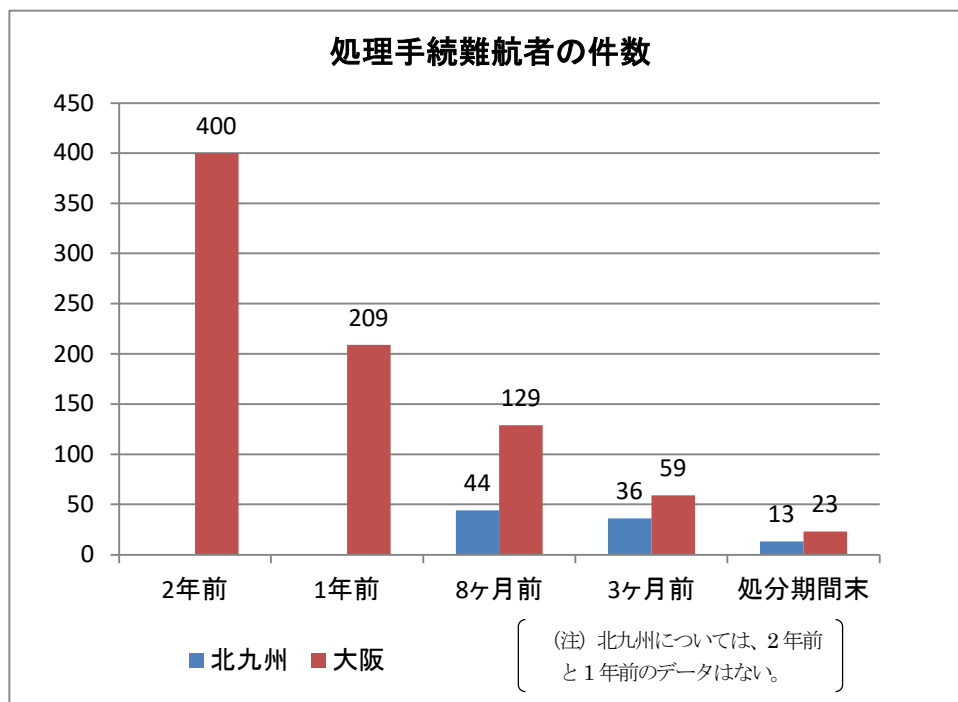
- ・掘り起こし調査により新たに発覚する案件は引き続き存在するが、これらの保管事業者は基本的には処理意思を有していることから迅速な契約締結を働き掛けており、新型コロナウイルス感染症対策の影響で1、2か月程度の遅れが生じているものの、総じて総ざらいは順調に進捗している。
- ・北九州事業エリアにおける継続保管案件の発覚理由として、電気主任技術者の見落としが挙げられるなど、処理対象物の把握における電気主任技術者の役割は大きいと考えられることから、各地の電気協会が主催する電気使用安全月間説明会等の機会を通じ、電気主任技術者等に対する周知を行ってきた。
- ・登録をしていただけない、又は登録後に処理のための手続きをしていただけない、いわゆる「処理手続難航者」については、JESCOでの対応に限界が生じている場合は自治体・地方環境事務所との共同での対応を依頼するなど、連携して対処している。
- ・これらの取組や中小企業者等軽減制度の拡充等の結果、処理手続難航者は平成30年度末の400件から令和元年度末には209件まで減少し、その後も令和2年

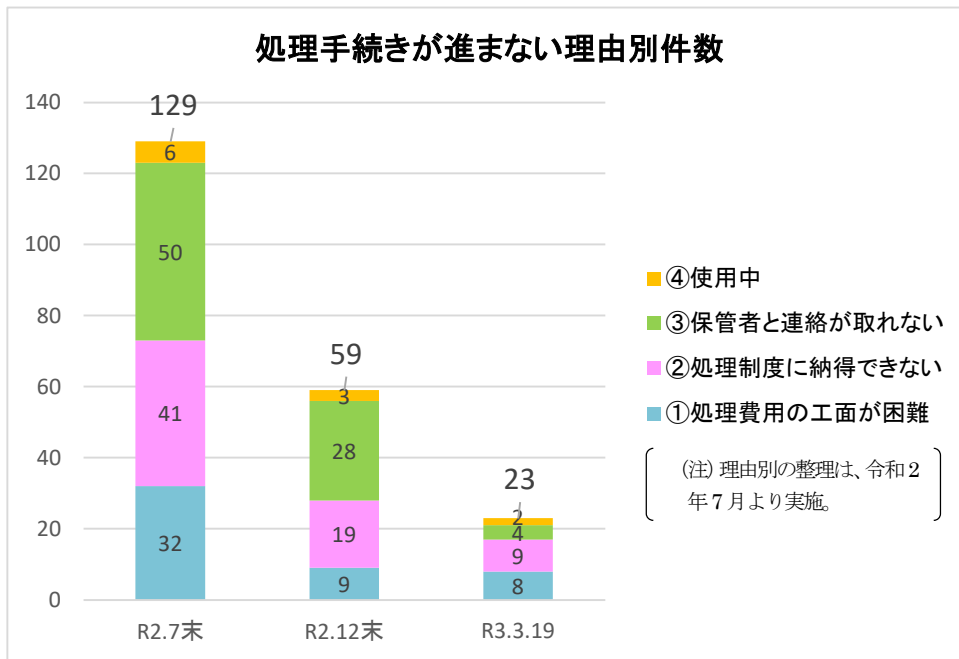
7月末は129件、令和2年12月末は59件、令和3年3月19日時点は23件と着実に減っている。

- ・処理手続難航の理由としては、①処理費用の工面が困難：8件、②処理制度に納得できない：9件、③保管者と連絡が取れない：4件^{※1}、④使用中：2件となっているが、自治体とともに処理促進に向けた取組に尽力している。

※1 保管者と連絡が取れない4件の具体的内容は、以下の通り。自治体による保管者移転先の確認、保管者の説得、行政代執行等により、処理手続を進める予定。

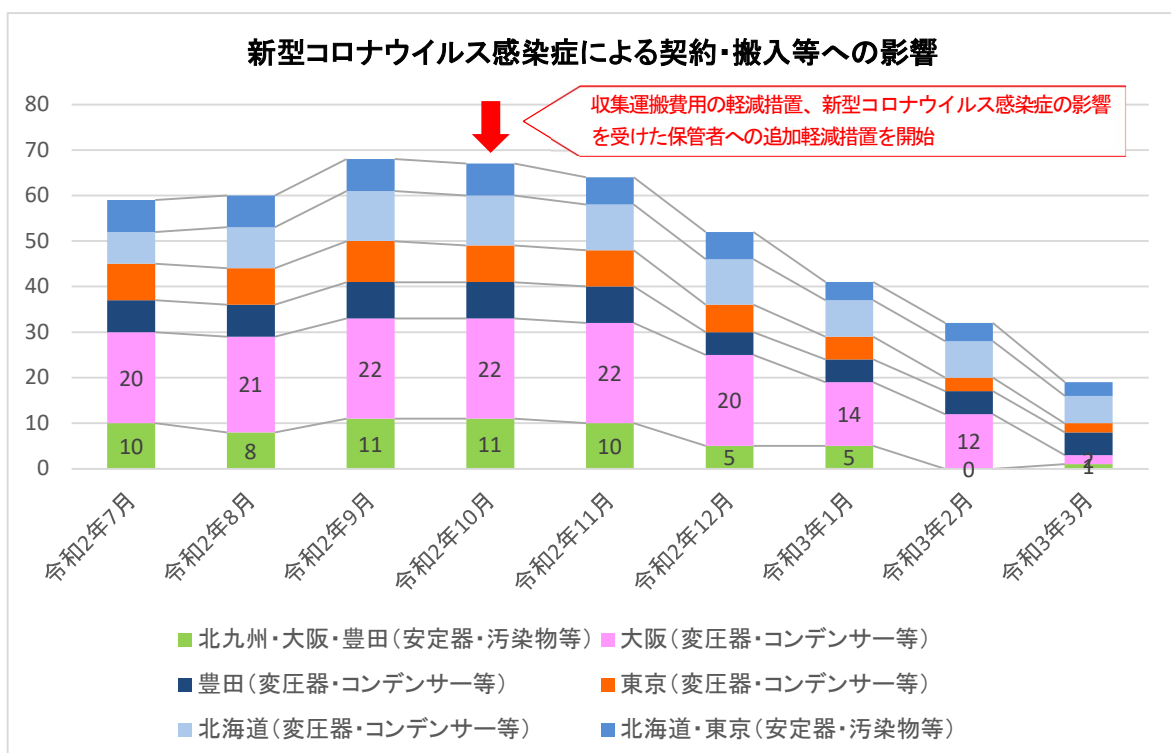
A	長い間機器調査を拒んでいたが、自治体の指導で面会可となり、処理される見通し。
B	保管場所は更地になっており、対象機器の確認ができない。管轄自治体にて、今後の対応を検討中。
C	不法投棄案件であり、管轄自治体が代執行を行うことが確定。低引火点成分混入PCB油（52kg）と汚染されたトラック（荷台及び金属部分）が処理対象。
D	本来の保管者が不明であるため、管轄自治体が代執行を行うことを検討中（機器確認済み）。





・新型コロナウイルス感染症の流行による契約・搬入等への影響は、大阪事業エリア(変圧器・コンデンサー等)で2件(令和3年3月1日現在。これまで確認された22件のうち20件が回復)^{※2}となっている。

※2 全国でこれまでに確認された契約・搬入等への影響は、71件。前述のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の使途拡充を踏まえ、営業活動の中で保管者の費用負担軽減に関する周知に努めた結果、回復する保管者が増加。令和3年3月1日時点での影響は、19件となっている。保管者の状況を注視するとともに、環境省及び関係自治体とも情報共有を行っている。



2. 北九州・大阪・豊田事業エリア（安定器・汚染物等）における取組

（1）JESCO の取組概要

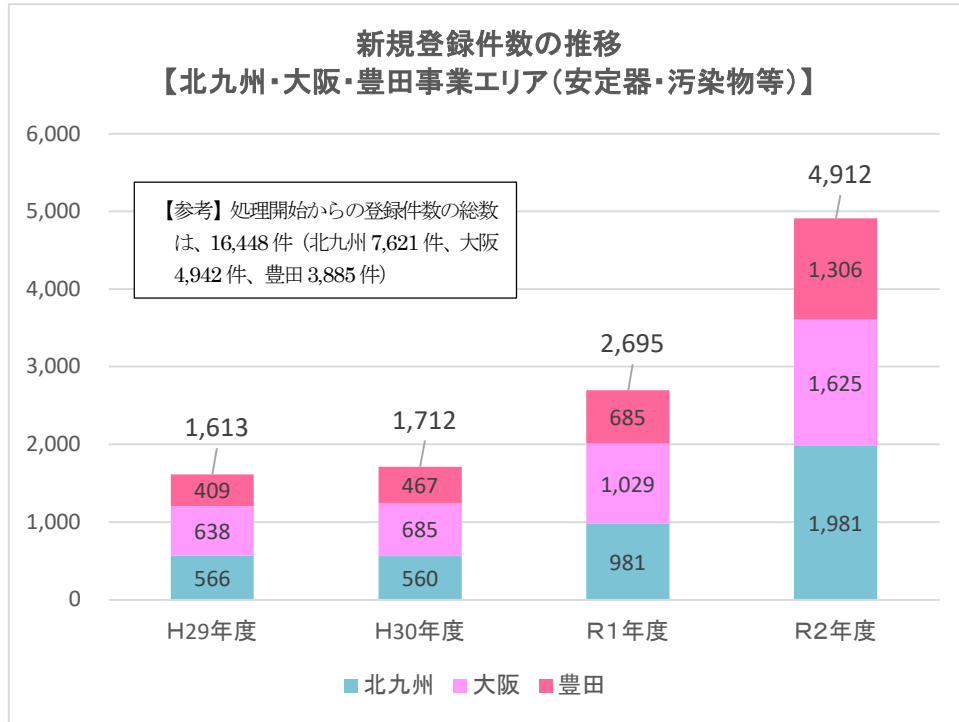
- ・平成 21 年度から令和 2 年 12 月末までの間に、北九州事業エリアにおいては処理対象重量の 95.1%の処理を行っている。豊田事業エリアにおいては 58.4%、大阪事業エリアにおいては 53.2%の処理を完了している。
- ・これまで、地域専任営業体制で、少量保管事業者への説明会や個別説明を行うことで契約の促進に努めてきた。具体的には、登録済みの保管事業者に対して計画的に説明会や個別説明を案内して、契約、処理に向けた対応の詳細について説明してきた。また、中小企業者等軽減制度に係る登録書類の記入についても助言してきた。
- ・多量保管事業者や国の機関・自治体に対しては、年度別搬入計画を立案のうえ、搬入前年度に次年度搬入量を確定してきた（主に大阪・豊田事業エリア）。
- ・北九州事業エリアの変圧器・コンデンサー等の処理完了の際の経験を踏まえ、
 1. と同様の中小企業者等軽減制度及び行政代執行支援制度の拡充措置への対応や契約書様式の整備等を実施している。

（2）関係機関と連携した掘り起こし調査・総ざらいの促進

- ・毎月、北九州市、九州地方環境事務所、JESCO による定例会議（市主催）を開催し、関係自治体との打合せの内容、登録・契約の状況、搬入計画等について情報共有のうえ、自治体や地方環境事務所との協力体制の構築等について協議している。
- ・北九州事業エリアについては、未処理事業者一覧を用いて、毎月各自治体と共に個別保管事業者の状況を確認し、契約・搬入に向けた手続きを順次計画的に進めてきた。
- ・大阪事業・豊田事業エリアについては、北九州営業課の安定器・汚染物等の担当者が毎月大阪営業課又は豊田営業課の変圧器・コンデンサー等の担当者とともに各自治体を訪問・打合せを行い、安定器・汚染物等の保管者と変圧器・コンデンサーの保管者の情報を同時に共有してきた。こうした活動を通じ、安定器・汚染物等の保管者が変圧器・コンデンサーも保管していないか、その逆がないか、自治体とともに確認している。また、令和 2 年秋に、多量保管者を対象としたヒアリング調査を行い、その時点で 200 トン程度の未登録量を把握している。
- ・北九州事業エリアでは、九州地方環境事務所が中心となって、関係団体に連絡のうえ、掘り起こし調査を実施してきた。大阪事業エリアでは、経済産業省・環境省共催の事業者向け説明会、また豊田事業エリアでは、県主催の関係団体向けの説明会が開催されてきたことから、JESCO はこれらの機会を通じて登

録・契約手続きの周知を進めてきた。

- これらの取組や中小企業等軽減制度の拡充等を進めてきた結果、契約手続きに応じていただかず、登録済未契約の状態が長引いている処理手続難航者は、安定器・汚染物等については、ほとんど確認されていない。



- 新型コロナウイルス感染症の流行による契約・搬入等への影響は、北九州・大阪・豊田事業エリア（安定器・汚染物等）で1件（令和3年3月1日現在。これまで確認された14件の全てが令和3年1月までに回復し、うち1件が再度状況悪化したが令和3年4月には回復する見込み）※3となっている。

※3 1の※2に同じ。